

四日市市告示第193号

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市新規産業創出事業補助金交付要綱（平成11年四日市市告示第358号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 附 則 | 附 則 |
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。 | 2 この要綱は、第15条及び第16条の規定を除き、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。 |
| 3 (略) | 3 (略) |

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)